

## 震災復興型高齢者住宅におけるグループリビングのシステム化に関する研究

主査 上野 勝代  
 委員 水野 弘之 牧里 毎治  
 中塚 則男 相良 二朗  
 奥山 佳世

## 〔研究論文要旨〕

阪神・淡路大震災での教訓の1つに、高齢者の生活にとって、地域コミュニティが不可欠であることが明らかになったことがある。実際に、地域型仮設住宅（いわゆるケア付き仮設住宅）では、血縁を越えた共同生活の有効性が確認され、共同生活のありかたについても貴重な経験が蓄積されてきた。個々の世帯が近隣関係や地域関係を失いつつある今日の場合の中であるからこそ、一層インフォーマルな「地域含み資産」としての住民交流や相互扶助などを生かした住まいづくり、住文化づくりが求められていることが共通の認識になりつつある。

本研究の目的は、阪神・淡路大震災の被災地において復旧・復興の過程で示された震災復興型高齢者住宅でのグループリビングのシステム化に着目して、現時点での実態と課題を明らかにすることである。具体的な内容としては、以下のとおりである。

1) 震災復興計画における高齢者対応住宅ならびに地域ケアシステムの概要とその特徴について検討、2) 震災復興型コレクティブ住宅の入居者像と住み方についての実態調査を行い、3) シルバーハウジングにおけるLSA（ライフ・サポート・アドバイザー）業務の実態と期待される今後の役割について分析し、4) シルバーハウジングを含む災害復興公営住宅団地におけるコミュニティづくりの状況を先進事例から検討し、5) 兵庫県における住居改善システム中でも住宅改造資金給付制度の実施実態をアンケート調査より明らかにした。

また、今後の検討課題として、コレクティブ住宅では入居者が虚弱化した場合の対応、LSAの専門性、物的なまちづくり事業とも連動した「地域コミュニティ」づくりの必要性が、その論点として求められることがわかった。

## A STUDY ON THE GROUP LIVING SYSTEMIZATION OF THE HOUSING FOR THE ELDERLY AFTER THE HYOGOKEN NANBU EARTHQUAKE

Ch. Katsuyo Ueno  
 mem. Hiroyuki Mizuno Tsuneji Makisato  
 Norio Nakatsuka Jiro Sagara  
 Kayo Okuyama

## 〔SYNOPSIS〕

One of the morals to be learned from the Hyogoken Nanbu Earthquake is that the local community is something that cannot be done without for the lives of the elderly.

Actually, with regard to the temporary housing with care services, it became apparent that living together not just within family units was effective, and many important experiences about living together built-up. In the present living environment where each household is losing relationships with the neighborhood community and the local community, it is becoming a common concept that developments of communities and living environment are needed, where residents' communications and mutual assistances are made full use of as informal latent properties of the local community.

The object of this study was to look at the group living systemization of the housing for the elderly in the process of the recovery after the Hyogoken Nanbu Earthquake, and to clarify the conditions and problems at the present time. In detail, the following was carried out.

1) Consideration of the outline and the characteristics of the housing for the elderly and the area care system in the Hyogoken Nanbu Earthquake restoration plans  
 2) Survey of the people and how they were living in disaster restoration collective housing  
 3) Analysis of the work of the LSA (life support advisors) for the elderly housing, and what should be expected of them in the future  
 4) Consideration of an example of the development of the community in the disaster restoration public apartment housing including the elderly housing  
 5) Questionnaire survey of the housing improvement system in Hyogo Prefecture, particularly the Housing Improvement Fund system

Furthermore, it became apparent that it was necessary to give "local community" development further consideration, along with what to do when people became weak and infirm in the collective housing, the LSA specialization and the physical community development.

## 震災復興型高齢者住宅におけるグループリビング のシステム化に関する研究

主査 上野 勝代\*<sup>1</sup>  
委員 水野 弘之\*<sup>2</sup> 牧里 毎治\*<sup>3</sup>  
中塚 則男\*<sup>4</sup> 相良 二郎\*<sup>5</sup>  
奥山 佳世\*<sup>6</sup>

キーワード：1) 阪神・淡路大震災, 2) 震災復興, 3) 高齢者住宅,  
4) シルバーハウジング, 5) コレクティブ住宅, 6) ライ  
フ・サポート・アドバイザー, 7) グループリビング,  
8) コミュニティリビング, 9) 集住, 10) 兵庫県

### 1. 序

阪神・淡路大震災での教訓の1つに、高齢者の生活にとって地域コミュニティが不可欠であることが明らかになったことがある。また、シルバーハウジングやコーポラティブ住宅、コレクティブ住宅やグループホームなどの経験を通じて、“グループリビング”が当事者にとっても、ケアする側からみても、重要であるという認識が高齢社会の到来とともに広まりつつある。

本研究の目的は、阪神・淡路大震災の被災地において、復旧・復興の過程で示された震災復興型高齢者住宅でのグループリビングのシステム化に着目して、現時点での実態と課題を明らかにすることである。具体的な内容としては、A. 震災復興計画における高齢者対応住宅ならびに地域ケアシステムの概要とその特徴、B. 震災復興型コレクティブ住宅の入居者像と住み方、C. シルバーハウジングにおけるライフサポートアドバイザー（LSA）業務～期待される今後の役割、D. シルバーハウジングを含む災害復興公営住宅団地におけるコミュニティづくり～コミュニティリビング・生活空間の視点から、E. 兵庫県における住居改善システムに関する調査の5点である。

### 2. 震災復興計画における高齢者対応住宅ならびに地域ケアシステムの概要とその特徴

#### 2.1 はじめに

阪神・淡路大震災は高齢化と成熟化が進む大都市を直撃した未曾有の災害であり、震災からの復旧・復興の過程で示したことは、わが国がやがて経験する本格的な高齢社会を先取りした一つの現実であったといえるだろう。たとえば、震災による死亡者（1995年1月～6月）のうち65歳以上の者の割合は43.7%であった。また、兵庫県が実施した実態調査（1996年2月～3月）の結果では、

仮設住宅入居世帯のうち、世帯主が65歳以上の高齢者世帯の割合は41.8%に達していたのである。

しかし、問題は高齢者数の対人口比にのみあるわけではない。生活の根幹をなす住居と近隣関係（近隣住民との濃密な人間関係はもとより、医療機関や商店その他の便利施設との物理的・心理的な近接性も含めて）を喪失した高齢者の住まいと地域社会における生活基盤の復興をいかに成し遂げていくか、いかにすれば、それらをいかに構築していくかが今後の高齢者対策の方向を占う試金石となったのである。

#### 2.2 震災復興計画—高齢者対応住宅の方向

兵庫県が策定した『阪神・淡路震災復興計画』（1995年7月）では、このような問題意識を踏まえて、5つの政策目標の第1の柱に「21世紀に対応した福祉のまちづくり」を掲げ、その政策方向として、①都市空間の面的なバリアフリー化の推進、②まちづくりと一体となった良質な復興住宅の供給、③コミュニティレベルでの人間関係づくりと、保健・医療・福祉サービス供給とを有機的に結びつける拠点システムの整備、④これらの拠点を活用した専門的ケア人材のネットワーク化をあげている。このマスタープランを受けて、復興住宅整備の詳細計画を示したのが『恒久住宅への移行のための総合プログラム』（1996年7月）である。そこには「高齢者等に配慮した災害復興公営住宅等の整備」のための具体的施策として、①高齢者向け仕様住宅の整備、②シルバーハウジングの推進（いわゆる「全団地シルバー」の導入）、③コレクティブハウジングの思想を生かした災害復興公営住宅（協同居住型集合住宅）等の整備、④復興住宅コミュニティプラザ（LSA執務室や厨房、団らん室等を備え福祉サービス等の基礎的な拠点としての活用も想定した多機能集会施設）の整備が盛り込まれていた。そして、

\*1 京都府立大学人間環境学部 教授

\*2 京都府立大学人間環境学部 教授

\*5 有限会社住まいと道具研究所 代表取締役

\*3 大阪府立大学社会福祉学部 教授

\*6 大阪城南女子短期大学 非常勤講師

\*4 兵庫県庁知事公室 審議員

これらの施策の立案と実施に際して参考とされたのが仮設住宅において試みられた2つの取り組みだった。

### 2.3 仮設住宅での試み—地域型仮設住宅とふれあいセンター

その第1は、「地域型仮設住宅」である。これは共同炊事場や浴室を備えた寮タイプの仮設住宅で、身体的、精神的に虚弱な状態にある高齢者等の自立生活を支援するため、2種類のケアサービス事業（ある程度自立できる高齢者等を対象に生活援助員を派遣して、安否確認や関係機関との連絡等を行う「生活援助員派遣事業」、一部介助を必要とする程度の高齢者等を対象に介護員と看護婦を派遣して身体介護サービスや夜間等の臨時的対応を行う「グループホームケア事業」）が実施された。その第2は、「ふれあいセンター」である。同センターは高齢者の自立支援やコミュニティ形成、ボランティア活動の拠点としておおむね50戸以上の仮設住宅団地内に設置されたもので、運営は入居者やボランティア等による自主的組織にゆだね、その経費を（財）阪神・淡路大震災復興基金と県・市町から助成した。

### 2.4 復興住宅での試み—地域型仮設住宅等の経験に学ぶ

地域型仮設住宅やふれあいセンターの経験を復興住宅で生かせないか。わが国で初めて公営住宅にコレクティブハウジングが導入された背景の1つに政策立案者のこのような思いがあった。

ある兵庫県の担当者は、その政策目標を「復興住宅では孤独死を出さない」と表現していたが、ここには地域型仮設住宅が入居高齢者等の生活の安心を支えた第1の要素が示されている。それは住まいの空間（共同空間）と暮らし方（「共食」など）の両面における「生活の共同性」、いかえれば、「孤立・孤独」の対立語としての「共生・自立」（地域社会における豊かな人間関係や他者との共助関係を基礎とした自立生活）が保証されていたことである。

ふれあいセンターが果たした最大の機能もまたこの点にあった。それは個々の住居を含む近隣空間（日常生活圏）における人々の交流と相互扶助の場として、あるいはそのような地域社会の「福祉力」とでもいうべきものを育む場所としての役割を果たしたのである。

地域型仮設住宅入居者の安心を支えた第2の要素は、生活援助員や介護員、さらにはボランティアとの濃密な人間関係の上に構築された住まいと一体となったケアシステムである。仮設住宅における虚弱・要介護高齢者対策という特異なケースにおいて、「特別事業」として導入された支援事業は、施設福祉と在宅福祉のまさに中間に位置づけられる新しいサービス供給手法として、関係者に期待をもって受け入れられたのである。それは特定

の個人に対するサービスであることに加えて、特定の住まいに共同居住する人々に対するものでもあるという意味で「地域型」福祉と呼んでもいいだろう。ふれあいセンターもまた地域の身近な保健医療福祉サービス拠点として、すなわちボランティアや専門人材のコミュニティレベルでの活動拠点としても活用された。

### 2.5 復興住宅での試み—その基本的な考え方

兵庫県が最終的に導入を決定したコレクティブハウジングは、上記のうち第1の要素を軸に据えたものであった。議論の過程では、むしろ第2の要素に着目すべきである（地域型仮設住宅の復興住宅版としてコレクティブハウジングを位置づけ、したがって入居者層も一般のシルバーハウジング対象者より虚弱な高齢者とすべきである）とする意見も強く主張された。

しかし、その主張は「住宅」というよりむしろ「施設」整備の考え方に近く公営住宅の範疇を超えるものであったこと、より積極的には、今後の高齢者対応住宅に求められる機能は外部からの対人ケアサービスとの連携をいかに図るかということだけではなく、高齢者が孤立せず相互の助け合いや、地域社会全体の「福祉力」に支えられ自立して生活できるような居住空間をいかに整備するかということにもあるのであって、コレクティブハウジングがむしろ後者の機能を果たすための「実験」的手法として考えるべきであることなどの理由から、最終的な結論を得たものである。

そして、原則としてすべての災害復興公営住宅にシルバーハウジング・プロジェクトを導入する方針やこれと連動する形でLSA執務室を備えた復興住宅コミュニティプラザの整備計画を立てたのも、基本的にはコレクティブハウジングの場合と同様の考え方に基づいている。

しかし、上述の地域型仮設住宅入居者の安心を支えた第2の要素を「住まいと一体となった（対人的な）ケアシステム」としてではなく、「一定の生活空間を共有する人々に対する（面的な）ケアシステム」として捉えるならば、災害復興公営住宅におけるシルバーハウジング導入や、コミュニティプラザ整備の試みはそのような方向へと踏み込む面も備えていた。この点について一つの事例（本年6月現在）を通して確認しておきたい。

### 2.6 事例—災害復興公営住宅における地域ケアシステム

南芦屋浜団地の復興住宅は県営414戸、市営400戸の計814戸からなり、それぞれにコミュニティプラザが整備されている。そのうちシルバーハウジングは330戸で、これに対して10人のLSAが配置され、昼間は県営・市営のコミュニティプラザに各2人、夜間は市営住宅のコミュニティプラザに2人が24時間体制で常駐している。LSAは本来の業務に加えてシルバーハウジング外の独居

高齢者等（LSA 1人当たり30戸担当）の見守りや緊急時の対応を行うとともに、コミュニティプラザを核とする高齢者の支援体制づくりのコーディネーターとしての役割や、近隣住民とのコミュニティづくりに関する助言・援助を担当している。

また、コミュニティプラザはLSAの活動拠点として活用される以外に、入居者の自主的な活動が行われており、保健所と栄養士の協力による食事会（月4回）や、医師会による医療相談（月2回）、保健婦による健康相談（月2回）も行われている。転居当初には県・市の保健婦が昼間常駐して健康相談に応じ、入居者の状況が落ち着いてからは1日に1回コミュニティプラザを訪問し、LSAから入居者の状況を聞いて必要な対応を行っている。

そのほか、ボランティアや民生委員（9人）、被災地独自の生活復興相談員（5人）や健康アドバイザー（3人）、さらには「あしやハートフル福祉公社」（独居高齢者への給食サービスやヘルパー派遣のほか、週1回コミュニティプラザでデイサービスを実施）などが加わって入居者への支援活動を多彩に展開しており、高齢者の生活支援に関してはシルバーハウジング導入に伴い配置されたLSAがその調整役を担い、また、コミュニティプラザがこれらの諸活動の拠点として機能しているのである。

## 2.7 総括—今後の課題

以上で概観したのはいずれも現在進行中の事柄であり、現時点でその評価を云々することはできない。ここでは、今後の課題として残された論点を若干指摘するにとどめたい。

その1は、とりわけ実験途上というべき段階にあるコレクティブハウジングについて、将来入居者が虚弱化した場合の対応をどう考えるかである。この点については、たとえば社会福祉法人等への棟貸といった方法により、グループホーム型特別養護老人ホームとしての運営へとシフトすることが考えられるのではないかな。

その2は、今後大量に配置されるLSAの専門性とは何かである。とりわけ、多種にわたる専門人材や多数の関係者との緊密な人的ネットワークの中で業務を担当すべき局面が増えていくことが想定される中、いわゆる心のケアも含めた対人サービスの専門家としてLSAの職務を考えていくべきか、それともケアシステムのコーディネーターとしての（コミュニティワーカーともいえるべき）専門性を追及していくべきなのか。

その3は、物的なまちづくり事業とも連動した「福祉コミュニティ」（地域の「福祉力」が十全に機能する地域社会）づくりの必要性である。先に述べた「一定の生活空間を共有する人々に対する（面的な）ケアシステ

ム」の考え方を拡張して、たとえば高齢者の徒歩圏（おおむね小学校区）において、公・民、営利・非営利の活動セクターが重層的に機能する強靱で「ユニバーサル」な福祉システムを構築していくべきではないか、そして、その基点として高齢者の住まいを位置づけていくべきなのではないか（たとえば「コミュニティビジネス」としての高齢者グループハウスの経営）といったことである。

## 3. 復興型コレクティブ住宅の入居者像と住み方

### 3.1 はじめに

復興型コレクティブ住宅は、前章で述べられたように、住まいの空間と暮らし方の両面において、「共生・自立」が保証される高齢者向き住宅として、わが国で初めて公営住宅に導入されたものである。

そこで、本章では、この実験的な住宅にどのような居住者が入居し、住み心地をどのように評価しているのかを分析するために、入居者の特性と住み方について検討することにする。なお、実態調査としては、兵庫県が計画した復興型コレクティブ住宅の中で、1998年4月までに入居が終了した6プロジェクトについて、自治会役員やリーダー、LSA、設計者にヒアリングを行い、入居者全員に1998年8月アンケート調査を実施した。

### 3.2 復興型コレクティブ住宅の入居状況

復興型コレクティブ住宅は、実験プロジェクトとして期待され、設計の中にも、従来の公営住宅の枠にとらわれない意欲的で有効な取組みがなされた。各グループの規模や構成も多様な形態をとり、それに合わせた共用空間、共用リビングの配置が考えられ、高齢者を配慮した材料やエレベーター、同じ住宅に共に住むという一体感を高めるための建築的工夫がなされた（表3-1、図3-1～3参照）。

しかし、入居の応募状況は必ずしも当初期待されたほどではなく、A住宅以外、各住宅で応募割れが発生した。その要因として、入居者たちは、・共益費が高い（当初は1万3,000円。これは、福祉や年金生活の高齢者には負担が重い）こと、・入居説明会の不足、・身の回りのことは自分でできるということでは自立しているが、病気をもっている人も多く、高齢者にとっては、相互扶助、共同生活がわずらわしいことをあげている。また、他の関係者からは、・経済的な点や、集住に対する意識という点でも「共生」を基調とするコレクティブ住宅は公営住宅層にはマッチしないのではないかな、・地域型仮設での集住がうまくいったのは、「仮のすまい」、つまり期間が限定されていたからではなかったかな等の意見も聞かれた。

表3-1 復興型コレクティブ住宅の概要

規模区分	10戸未満			30戸以上		
団体名	A住宅	B住宅	C住宅	D住宅	E住宅	F住宅
入居年	1997年8月	1998年2月	1998年2月	1998年4月	1998年4月	1998年4月
開発形態	木造・2階建	R C造・3階建	R C造・5階建	R C造・3階建	R C造・14階建 3階以下は1-4階	R C造・4階建
コソシア様の住機形式	戸建	中廊下型 + 南入片廊下型	中廊下型	中廊下型 + 一部片廊下型	片廊下型	回廊下型
住戸数(戸)	Sタイプ6(6)	S 16 (15) M 6 (5)	S 16 (15) M 8 (4)	S 16 (15) M 9 (5) L 7 (7)	S 16 (15)	S 16 (15) M 22 (17) L 17 (15)
入居人数(名)	6名	25名	20名	41名	31名	98名
供給条件	コレクティブのみの供給	同左	同左	一般住戸との混合供給	同左	同左
住戸専用面積(m <sup>2</sup> )	S 37.49	S 34.59 M 43.73	S 32.79 M 44.04	S 33.77 M 43.99 L 56.32	S 33.53	S 33.72 M 42.69 L 57.41
ふれあい空間面積(m <sup>2</sup> )	53.34	99.98	173.20	209.42	55.59	119.59
コソシア様のグループ構成(戸)	全体で家庭的なグループを形成	3コソシア様 健全なグループを形成(22戸)	同左(27戸)	同左(30戸)	各階ごとにグループを形成(10戸) 形成のコミュニティを推進	同左(18戸)
共益費(円)	6000円	12000円 ⇒ 6000円	12000円 ⇒ 6000円	13000円	3000~4000円 (階によって異なる)	13000円

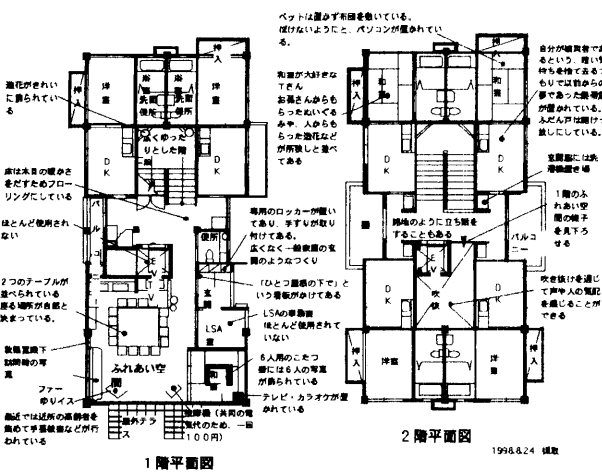


図3-1 A住宅住み方調査

### 3.3 入居者の特性

入居者の年齢としては、若・中年層を除く高齢者に限ると70代以上が5割弱を占め、男女別では、男性の方が女性よりもやや多い。また、入居者の入居動機としては、新しい居住形態としてのコレクティブ住宅を意識的に選んで入居したというよりも、「被災時の住所の近く」や「仮設住宅を早く出たいから」「応募倍率が低いので」など他の理由を優先した割合が高い。

しかし、各住宅でのリーダーたちは、共同生活を活発にしたいという意識や責任感があり、工夫され、今後どのように展開していくのかを見守る必要があらう。

### 3.4 共用空間の使われ方

共用空間の利用のしかたは、入居後間もない現段階で

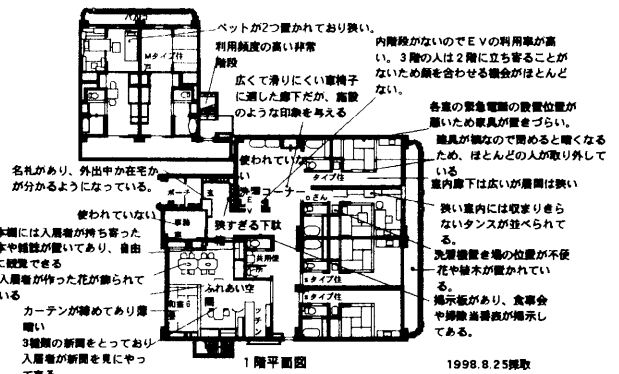


図3-2 B住宅住み方調査

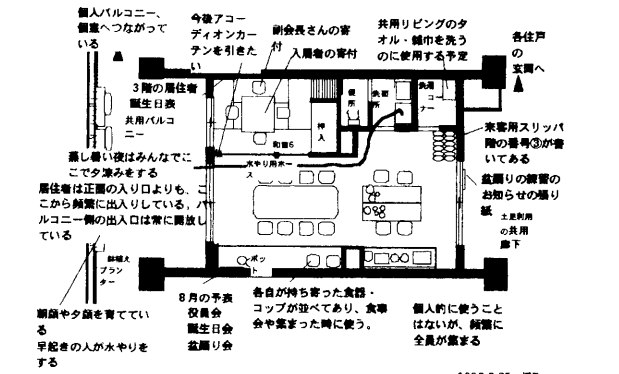


図3-3 E住宅3階共用リビング使われ方調査

は、団地、グループによって異なる。比較的、よく利用されていたのは、A住宅とB住宅の3階グループであった。その住み方や使われ方を表したものが、図3-1・2である。ここでは、共用空間は頻繁に使われており、居心地を良くするためのしつらえが居住者によって工夫されている様子が現れている。ここでの、居住者アンケート結果では、協同居住の良さを長所として評価する割合が高い。この2カ所は、ともにグループの規模が6~8戸と小規模で一つの共用空間を使用するということとリーダーがコミュニティ活動に積極的であるという特徴をもつ。各グループでは、LSAやボランティアの支援を受けつつ、週1回から月1回の食事が始まっている。他方、空き住戸があるため、まだ自治会が成立していないところもあり、ここでは、共用空間はまだあまり使われていない。共用空間の果たす役割について、あるLSAが、「共用空間を食事会や行事などで頻繁に使うことだけで評価してはいけない。ほっとできる空間、時間がよどむ空間、なごみの空間である」と語っていたのが印象的である。

なお、共用施設として、井戸端会議の役割が期待された洗濯コーナーは現時点ではどこも使われていなかった。移動手段として、内階段はなく、エレベーターのみのところでは、利用の不便さと異なった階での入居者とのふれあいが阻害されることでの不満が入居者より指摘され

ていた（図3-3参照）。

### 3.5 まとめ（小括）

実験途上にあり、また、入居直後の調査結果をもとにその評価をまとめることはできないが、今後の課題としてわかった点を以下に述べることにしたい。第1は、期待された入居者層と現実の入居者層のズレが生じており、そのためにコミュニティ活動に積極的な人に負担がかかっている問題があること。第2は、前章でも指摘されたように、入居者層としてかなり高齢の人を含むので、虚弱化したときの対応をどうするかという課題である。

## 4. シルバーハウジングにおけるLSA—業務～期待される今後の役割

### 4.1 はじめに

阪神・淡路大震災の被災地では様々なコミュニティ問題が生じている。それは今後全国で起こるであろう問題が一度に凝縮・噴出した様相を呈している。そのような状況のもと、第2章で述べたように、震災復興シルバーハウジングが地域社会における豊かな人間関係や、他者との共助関係を基礎とした生活の保障を目指して導入されたのである。将来的な展望としては、一定の生活空間を共有する人々に対する面的なケアシステムを担うものとされ、地域社会全体の福祉力に支えられ自立して生活できるような居住空間を整備するという方向へとつながっていくものであると考えられる。

そこで、本章ではシルバーハウジング（以下SHと称す）に勤務するLSAについて、「入居者の地域社会における豊かな人間関係」という点に着目し、その業務・役割等について考察を行っていくことにする。なお、この章を執筆するに当たって大阪府・兵庫県下のLSA14人（14団地）に聞き取り調査を行った。調査の形態としては、LSAの取り組みが各自治体・各団地ごとで暗中模索の状態であることを考慮し、大量サンプル数による統計調査という形をとらず、1事例を詳細に分析する事例調査という形で実施した。

### 4.2 LSAの業務

まず、LSAの業務内容について他の類似業務との比較という形でまとめてみた（表4-1）。

この表からわかるように、LSA業務は入居者への個別対応が基本となっている。ただし、個別対応であっても、LSA自身が直接福祉サービスを入居者に提供するのではなく、あくまでも相談・確認、そして緊急時対応を主とするものであり、家事援助は福祉サービスの専門実施機関へとつなぐまでの一時的なものとなっている。この点が他の福祉関連施設の職員との相違点であり、LSAの基本的な立場であると考えられる。

表4-1 LSAと類似業務の比較

	ソーシャルワーカーLSA	ホームヘルパーLSA	養母LSA	マンション管理人LSA
安否確認	安否確認による入居者との関係づくり 入居者間の関係づくり	安否確認による状況把握	安否確認による状況把握	特になし、関係づくりはしない
緊急時対応	緊急通報等による対応、入居者がLSA室に来る時もある	緊急通報等での対応、入居者がLSA室に来る時もある	緊急通報等での対応、入居者がLSA室に来る時もある	緊急通報等での対応
生活相談	安否確認や入居者との日常会話の中からのききすぎ、または直接相談	安否確認時に相談、直接相談	安否確認時、直接相談	建物・代行業務調整のみ、書類申請、直接相談
一時的家事援助	特になし 関連機関につなげるまでの一時的なもの	病気時等の買い物代行等を買いに行く等	病気時等の買い物代行等を買いに行く等	特になし 書類申請などの調整
関連機関との連携	多くの関連機関との情報の共有化、何かあった時に頼れる関係	書類申請や何かあれば関連機関に連絡	役所等に連絡し、そこからサービスを振ってもらう	関連機関とのつながり
その他	情報提供	一時的な家事援助の一貫として入居者に関する様々な援助	特になし	特になし
LSAとの主な関わり	入居者個人とLSA 入居者同士の架け橋役 入居者と地域の架け橋	入居者個人とLSA	入居者個人とLSA 入居者同士の架け橋	入居者個人と関連機関との連絡役

しかし、LSAの業務は基本的な個別対応の枠組みの中だけで収まらない現状にある。震災復興SHの目的は上述したように、地域社会における豊かな人間関係や、他者との共助関係を基礎とした生活の保障である。これは過去幾度となく生じてきた高齢者の生活問題解消を目指す取り組みの一つでもある。確かに個別対応の業務は入居者にとって心強いものである。しかし高齢者の生活問題を考えた際、個別対応がそぐわない場面、住民の相互扶助や近隣関係を生かした対応が必要となる場面が生じてくることが考えられる。実際1997年に行われた調査<sup>注1)</sup>では9割を超すLSAが「閉じこもりの防止・孤独感の解消」等の理由から「入居者間の相互扶助の必要性を感じている」と答えている。そして、結果的にLSAの業務は、規定されている業務の他に「入居者同士の親睦を深める働きかけ」が重要であるといった指摘がなされている。

### 4.3 LSAの役割と団らん室（コミュニティプラザ）

では、SHにおいて「住民の相互扶助や近隣関係を生かした住まいづくり」を視野に入れた際、LSAの役割としてはどのようなものが考えられるのであろうか。1997年の調査では「入居者同士の親睦を深める働きかけ」が重要であるとされているが、そのためにはどのような役割を担うのであろうか。以上の点について今回の調査の該当回答<sup>注2)</sup>を3つのレベルにまとめてみた。

LSAを担える役割の、まず1点目は「入居者とLSAの信頼関係の構築」である。これは日常的な関わりの中で行われる役割であり、すべての業務遂行上、最も基本となるものであろう。2点目は、「SHの入居者同士の架け橋的な役割」である。これは必ずしも直接的に入居者同士を関係づけるものではなく、入居者と入居者がふれあう場の提供等、入居者の生活に対しては間接的な関わり方が主となってくる役割である。3点目は「SHの入居

者と地域社会との架け橋的な役割」である。これは結果的に入居者と地域社会の人々の交流が行われることを目指した、入居者の生活に対して間接的な役割である。これら3つの役割を担っていくこと、特に2、3点目については裏方的に関わることで、SHの取り組みやねらいはより柔軟に遂行されるのではないだろうか。

また、LSAの取り組みの中で重要な役割を担うものとして団らん室（コミュニティプラザ）の存在があげられる。この団らん室は自治体の管理方針やSHの設計によってLSAの関わり方はまちまちであるが、地域型仮設での取り組みを考えればその重要性は明らかであろう。そもそも都市社会でSHが目指す新しい近隣関係づくりを行うには、個人のプライバシーを尊重する場と住民同士がふれあうことのできる場が必要となってくる。そして団らん室はこの地域住民のふれあいの場（地域住民のたまり場）としての機能と可能性をもっているのである。

このような団らん室をLSAが上述した3つの役割遂行の際にうまく活用することで、SHが目指す「入居者の地域社会における豊かな人間関係」がより柔軟に形成されるのではないだろうか。実際今回の調査においても団らん室での活動が活発なSHのLSAは住民間相互のつながりが強く、活動が活発でないSHのLSAは住宅内のつながりが薄いという感想を抱いている。さらに、団らん室の活動が活発でないSHのLSAからは、そこでの取り組みを通じて住宅内や地域とつながっていききたい、という意見が多く出てきた。このことから団らん室という場が、LSAがSHにおける近隣関係づくりのための役割遂行にとって有用な場となることがわかる。また、団らん室の活動というのは一般的には「ふれあい喫茶」等の行事が主となるが、SHのねらいを考慮するならば行事的なものから、「そこに行けば誰かがいる」という井戸端的なもの（自由開放型）への方向を目指していくのがより良いと考えられる。

ただし、ここで団らん室の活動に対するLSAの関わりについて1つ留意しておくべきことがある。それはその活動はあくまでも住民が主体であって、最終的にLSAは間接的な架け橋の存在でなければならない、ということである。これは地域型仮設での取り組みから明らかになっていることであるが、コミュニティプラザでの活動がうまくいってる地域型仮設では、きっかけをLSAがつくっていても最終的には入居者や地域住民が主体になって活動し、LSAは側面的な援助者としての立場にあるのに対し、LSAが最後まで主体となって活動している仮設では住民が付いてこず活動がうまくいっていないという調査結果が出ている。中長期的な活動を考えるなら、この地域型仮設における結果はSHのLSAの活動の参考になるのではないだろうか。

#### 4.4 ソーシャルワーカーLSA～LSAのタイプ分け

ここではLSAの専門性を考える1つの布石として、調査を行ったLSAの業務内容を参考にLSAの形態を4つのパターンに整理してみた（表4-2）。

表4-2 タイプ別にみるLSA活動内容

	LSA	マンション管理人	ホームヘルパー	高齢老人ホーム業務
概説	調整省・厚生省通知 大臣官庁老人保健福祉部長通知	中高層共同住宅管理運営委託費及びコメント	老人福祉法	老人福祉法
対象者	60歳以上の専業主婦等。自炊可能だが一人で生活するには不変	マンションに住む住人	65歳以上の要介護老人（65歳未満の初老期高齢者）	60歳以上のもので、家庭環境住宅事情で居宅生活が困難な者
主な活動場所	シルバーハウジング	マンション	地域に暮らす対象者の家	高齢老人ホーム（社会福祉施設）
業務内容	生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応、身体機能との連携、その他 日常生活上必要な援助	設備点検、配布・通達業務、連絡調整、設備の点検	家事・介護、相談援助	介助、環境整備、個別別相談援助、行事その他 種類の活動の実施
業務上の立場	入居者が快適な生活を送るために、安否確認や生活相談の中で福祉サービスを提供する	入居者と住む側の意思疎通を図る	在宅の要介護老人に日常生活上の支援を行い、豊かな生活を営めるようにする	入居者が施設内の環境の中で快適に生活できるように直接援助する

結論から述べると、我々がよりベターと考える形態は「ソーシャルワーカーLSA」である。この形態のLSAは個々の入居者、入居者同士、入居者と地域の関係づくりを中心にLSA業務を行っている。それは入居者個人との1対1のみの関係ではなく、入居者を取り巻く人々や地域との関係を意識した関わりを念頭に置いたものでもある。安否確認等は単に安否の確認ということだけでなく入居者との関係づくりという面で重視されてくる。団らん室においても入居者の主体性を尊重し、日々の会話の中で相互の信頼関係を構築しようとしている。つまり、今まで述べてきた役割や団らん室での関わりを実践し、そこでの関係を個別対応の業務に生かしていくLSA、それがソーシャルワーカーLSAなのである。

このソーシャルワーカーLSAがいることで入居者は安心して個人の生活や共同生活を楽しむことができ、新しい人間関係・近隣関係を広げていくことができるであろう。たとえ入居者が入居要件外の状態に陥ったとしても、LSAが「ソーシャルワークの視点」を生かして諸サービスへとつなげるきっかけとなることで、住み慣れた地域で自立した生活を送れることになるのではないだろうか。LSAはこのように人々が「住み慣れた地域で自立した生活を送る」ための1つの地域資源としての可能性を秘めていると考えられる。

#### 4.5 LSA養成訓練と支援に関する提言

今回の調査でもよく聞かれた意見でもあるが、LSA研修の充実が求められている。現在の研修内容の多くは、LSAの業務説明や老人ホーム等の施設実習が中心に行われているが、在宅支援の専門知識や近隣関係づくりや集団活動などの「地域生活の充実」につながる技能の修得が必要となるであろう。このような研修の機会はLSA相互の交流や情報交換の場の形成にも寄与し、千差万別な

LSA業務の標準化にも貢献するであろう。さらにこの養成訓練には、LSAを個別に専門支援するスーパーバイズ制度の確立も望まれている。特にソーシャルワーカーLSAをスーパーバイザー（スーパーバイザー制）として育てることも緊急の課題である。中でもコミュニティワークの技術をもつLSAの養成訓練制度が高齢者のグルーピングを促進する方策の1つになると思われる。さらにそれらLSAをバックアップする関連機関・関係者等による「支援ネットワーク」的なシステムを形成することでLSAの活動も積極的になるであろう。

## 5. シルバーハウジングを含む災害復興公営住宅団地におけるコミュニティづくりーコミュニティリビング・生活空間の視点からー

### 5.1 はじめに

阪神淡路大震災の最大の教訓の1つは、地域での人付き合いを含む地域コミュニティが不可欠であること（高齢者には特に顕著）が明らかになったことである。被災地では住宅の復興が進みつつあり、災害復興SH（以下、復興SHと称す）を含む災害復興公営住宅団地（以下復興団地と略記）はその中で大きな位置を占めるものの一つである。ただし、復興団地に入居したひとり暮らし老人の中には、団地内住民とのコミュニティが形成されず孤立して生活している故に住戸を独房のように感じている人もいるようであるが、これは仮設住宅における孤独死の問題と共通している面もある。その一方で、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、入居者同士の助け合いを含む共同生活、コミュニティづくりに熱心に取り組む、その効果が現れつつある団地もある。

本章では、復興団地における入居者同士のコミュニティづくりについて実態調査を行い、団地レベルでのコミュニティリビング（地域共同生活）および生活空間やその使われ方の視点から検討した結果を報告する。なお、実態調査としては、コミュニティづくりの取り組みが進んでいる先進事例（5団地）においてヒアリングを行い、その中でも、特に入居者の取り組みが進んでいる一つの団地に注目して入居者に対するアンケート調査を行った。

### 5.2 先進事例ヒアリング

コミュニティづくりの取り組みが進んでいると考えられる復興団地（先進事例）のうち5団地について行ったヒアリング調査（表5-1）の結果を要約すると次のようになる。

- 1) 表5-1の●印の欄に示すような取り組みを通じて、入居者同士のコミュニティづくりが進みつつあることがわかった。
- 2) 上記のようなコミュニティの形成促進に寄与している要因として、①自治会や入居者有志の自主的積極的な

表5-1 コミュニティづくりのための取り組みの先進事例

団地名	● 取り組み	▲ 取り組みの主体・支援者	☆ 取り組みの行われる場（空間）
明和	ひまわり喫茶(週1回)	入居者有志・ボランティア	コミュニティプラザの一角
明和	手芸クラブ(月2回)	入居者有志	入居者の住戸の中の一室
明和	明和高齢福祉の集い	自治会(入居者)・L.S.A	団地内の広場
明和	健康講座(心の相談)	片思いのセンター	コミュニティプラザの一角
安食	もちつき大会	自治会(入居者)	団地内の広場
安食	会食会	L.S.A	コミュニティプラザの一角
安食	心身相談・検診(月1回)	自治会(入居者)・保健所	コミュニティプラザの一角
池ノ島	居食会	L.S.A	デイサービスセンター内の多目的室
池ノ島	居食会	L.S.A	デイサービスセンター内の多目的室
加茂	どんと祭り	自治会(入居者)	近所の南中学校のグラウンド
加茂	ほのぼの会(週2回)	ボランティア	コミュニティプラザの一角

注) 団地名の略記—明和(復興神戸明和高層住宅)、安食(復興宝塚安食南住宅)、池ノ島(市営池ノ島第2住宅)、泉町(復興宝塚泉町住宅)、加茂(市営加茂緑道団地・川西市)

取り組み（コミュニティづくりの主体（入居者）自身の活動）、②LSAや外部ボランティアなどの支援（外部からのサポート）の2つがあることがわかった（表5-1の▲印の欄参照）。

3) 復興団地に設けられたコミュニティプラザや隣接したデイサービスセンターなどの空間がコミュニティづくりのための取り組みに活用されていることがわかった（表5-1の◆印の欄参照）。

4) ソフトとハードの関係—コミュニティづくりの取り組みが継続し発展していく過程で、その活動が行われている空間やその使われ方が、より活動しやすい方向へと変化していることがわかった（明和団地のひまわり喫茶など）。これはソフト（コミュニティ活動）とハード（それが行われる場＝空間）が相互に影響し合い、相互に発展していくことを意味していると考えられる。

### 5.3 明和団地における入居者アンケート調査

・アンケート調査の概要—調査期間：1997年12月17～25日。調査対象：県営神戸明和高層住宅（復興SH92戸、一般住宅134戸、計226戸）。有効回答数：復興SH40戸（回収率44%）、一般住宅73戸（回収率55%）。なお、LSA、自治会関係者、ボランティアに対するヒアリングも実施した。

・アンケート調査の回答からわかったことのうち、特に重要なことを抜粋すると次のようになる。

1) LSAや自治会活動等の取り組みがコミュニティづくりに寄与していること示す回答

①LSAの活動の寄与—LSAの呼びかけに応じて、復興SH入居者が、団地内の様々な行事や催しに参加しているが、それにより、外出の機会が増えているという結果が得られた。また、LSAの訪問が楽しみであるとか、それが団地内外の情報を得る機会になっているというような回答もあった。すなわち、LSAの活動が入居者同士のふれあいのきっかけになっており、コミュニティ形成促進に寄与していることがわかった。

②自治会活動に参加している人の方が人付き合いが活発であるという結果が得られた。これは、自治会活動は参加する人同士を結びつけ、人付き合いの輪を広げ、コミュニティづくりに大きく寄与をしていることを示してい



る。

2) 団地内の気の合う人同士の付き合いがコミュニティづくりに寄与していることを示す回答

①団地内の気の合う仲間同士の付き合い（ご近所付き合い）に関する回答では、「日常のあいさつ」が8割近くあり、「お土産の交換やおすそわけ」「廊下や玄関口での立ち話」「お互いの自宅（住戸）に遊びに行く」などの回答も多かった。

②「団地内の気の合う人の住戸に行ったり、自分の住戸に来てもらったりして家の中でおしゃべり等をして楽しむことはあるか、また、そこではどんなことをしているのか」という質問に対する回答では、「おしゃべり」が最も多く、「テレビを見る」なども少なくなかった。一般には「隣は何をする人ぞ」という言葉にあるように、まったくコミュニティのない集合住宅も多いが、この団地では隣近所や気の合う人同士のコミュニティづくりが進みつつある。

3) コミュニティづくりに寄与する空間はどのようなところかを示す回答

①「団地内で気軽に立ち話などをする場所はどこか」という質問に対する回答では、「廊下」「エレベーターの前や中」「階段」「友達や知り合いの住戸の玄関口」「郵便受けの前」などが多かった。これらの空間は日常生活動線が重なるところであり、コミュニティの形成促進などの機能も果たしていることがわかる。

②「団地内でいつでも気軽に寄り合っておしゃべりしたりする場所はどこか」という質問に対する回答では、「友達、知り合いの住戸」が最も多かった。このように、住戸はプライベートスペースであるが、住民同士の寄り合い語らう場になっている。また、入居者が住戸で手芸クラブをしている例もある（表5-1参照）。コミュニティプラザや団地の広場などは、コミュニティ活動のために特別にプランニングされた空間であり、そこで行われている活動（5章2節参照）は、いわば外から見やすいオープンな活動である。これに対して、上記のような空間（廊下や住戸）で営まれている生活行為は、見え見えでないコミュニティ活動であるが、このような空間でもコミュニティづくりが進んでいるということは、復興団地の住戸も含む全体がコミュニティづくりの場であると位置づけることが重要であることがわかった。

4) 入居前からのコミュニティづくりの必要性を示す回答

①「気の合った人同士（親しい知り合いなど）でグループをつくって一緒に入居できたとしたら、どのような点があると思うか」という質問に対して、復興SH入居者で回答が最も多かったのは「近くに気心の知れた人がいるのでひとり暮らしでも安心して生活できる」であった。高齢者のひとり暮らしは不安であるが、そういう

人にとっては特に、入居前からの人付き合いを継続できるようにすることが不可欠であろう。

②明和高層住宅には、兵庫県の各方面の仮設住宅からバラバラに入居者が集まっていることがわかった。震災で仮設コミュニティという言葉が生まれたが、仮設住宅で知り合った人と同じ団地に当選せず、入居当初はまったく顔見知りもおらず心細かったという回答もあった。この回答は、知り合いの人同士で同じ団地に入居できるようにするシステム（グループ入居）の重要性を示していると考えられる。

#### 5.4 まとめ（小括）と今後の課題

本章では、復興団地のコミュニティについて検討したが、生活空間の視点からいえば、コミュニティづくりに寄与している最大の要因は、復興団地そのものである。

なぜなら、第1に、復興団地は、コミュニティを形成すべき場（テリトリー）が空間的にどの範囲であるかを入居者が容易に自覚できるようにプランニングされ建設されているからである。第2に、復興団地に入居した人々の大多数は、阪神・淡路大震災の被災生活や地域コミュニティの必要性の体験を共有している集団であり、この点は、一般の集合住宅団地の入居者集団とは違う点である。したがって、被災地の自治体の関係者の最大の功績は、このような集団が生活する空間を復興団地（一定のまとまった空間的規模）という形で建設したことであるといっても過言ではない。また、団地内部の空間のプランニングにおいても前述したように有効な工夫がされている。ただし、いくつかの空間的欠点もあることが本章の実態調査により判明した（紙幅の関係で割愛。文末の文献参照）。なお、今後の課題としては、高齢者に対する地域ケアシステムの視点も加えて総合的に検討する必要がある（第4章、第6章参照）。

### 6. 兵庫県における住居改善システムに対する調査

#### 6.1 はじめに

コレクティブ住宅や復興SHは日常生活が自立でき、共同生活ができることが入居時の条件となっている。高齢者の住居としてグループリビングやコミュニティリビングを捉えた場合はいくつかの問題が考えられる。つまり、1) 入居者の身体的精神的状態は入居時をピークとして時間とともに低下する可能性が高い、2) 能力の持続が可能な入居者であっても、最終的な段階では要介護状態になると考えられるが、その時期や期間が予測できない、3) 日常生活の自立度合いは住環境と合わせて考えるべきであり、身体機能の低下のみを要介護状態になった原因とするべきでない、4) 後期高齢者にとって、住環境の急変は好ましくなく、住み続けられる住居が求められている。

住環境の改善が障害者や高齢者の生活を良い方向に導くことは、過去の多くの事例から明らかであり、自立生活の獲得、介護負担の軽減、安全性の向上、生活意欲の向上、社会参加の推進、といった効果が多数報告されている。居住者の多様な状態の変化に対して住環境の側から対応を図ることは、特別なことではなく当然のこととして認識されつつある。

## 6.2 兵庫県における住居改善支援

兵庫県では、以前から身体障害者の住居改善に積極的に取り組んできている。兵庫県立総合リハビリテーションセンター（以下総合リハ）では、1977年から生活科学課を設置し、主として退院・退所者に対して技術面と情報面からの支援を実施してきた<sup>183)</sup>。また、地域リハビリテーション・システムの中でも、住居改善や福祉用具の活用を重視し、県立病院などの地域中核病院での地域支援体制を整えてきた。高齢者や一般県民の住宅に対しては、高齢者総合相談センターや建築総合センターに専門相談窓口を設置しており、1992年からは介護実習普及センターを総合リハビリの中に設置し、一般市民を含めた情報提供と相談に応じてきた。さらに、県北部の高齢化が進んだ但馬地域に対して、但馬長寿の郷を1993年に事業化し、1998年9月には住宅改造や福祉用具の活用に対する情報提供と相談の拠点となる施設とともに開設する。

この他、リハビリテーション科をもつ病院や老人保健施設、在宅介護支援センター、保健センターなどはそれぞれの利用者や地域に対して相談窓口として機能している。さらに、民間の建築設計事務所や建築士会の活動、有識者の集まりとしての研究会活動なども多数行われている。

施策面では、1993年施行の福祉のまちづくり条例を、震災復興に備えて1997年に改正施行し、50戸を超える集合住宅に対して住宅整備基準を定めるとともに、新築県営住宅の全戸バリアフリー化を達成した。また、政令指定都市である神戸市も、神戸住宅設計基準（Kobe Housing Design Standard：KOHDES [コーデス] と呼称）を定め、新しい住宅の標準としてバリアフリーを取り入れることを定めた。これらは、建設省の長寿社会対応型住宅設計指針を基本に独自の内容を加味したものである。

経費面では、住居改善資金の給付制度を市町支援策として定め、市町が実施する事業に対して、半額の補助を1993年度から行っている。

## 6.3 住宅改造資金給付制度の実施実態調査

### 6.3.1 調査の概要と結果

前述した給付制度は、伊丹市や宝塚市、神戸市などが

先進的に実施した助成事業を県下全域に広めたもので、県が制度の枠組みをつくり、市町が地域の実状に合わせて事業を行い、補助金の半額を県が市町に補助する制度である。当初要介護状態の高齢者と障害者を対象にした特別型が制度化されたが、1997年度からは60歳以上の高齢者が自らの将来の生活に備えて行う改善を対象にした一般型や、同居促進のための増築型も制度化された。

県下全市町を対象に事業実施状況を郵送アンケートにて調査した。調査項目は、各助成制度の実施年と予算規模、実績件数、関与する職種、実施上の問題、公営住宅への適用、リフォームヘルパー制度の利用状況などで、91市町中53市町（回答率58.2%）から回答を得た。

特別型の実施率は調査回答からは88.7%である（回答を寄せていない市も含め全市が実施している）が、一般型は18市町（9.5%）にすぎず、市でも未実施が多い。増築型はさらに11市町（5.8%）と少ない。昨年度の実績数、本年度の予算では、市の平均が39.5件2,046万6,000円であるのに対して町では3.9件、248万5,000円と、およそ市の1/10になっている。市と町の100倍近い人口差を考慮すれば、人口当たりの予算額と実績はまだ町の方が高いといえる。実施開始年度が古い自治体ほど予算、実績ともに多い傾向がみられ、制度に対する意識にも積極性がみられた。

関与職種は各自治体で多岐にわたっているが、最も多い職種は保健婦で、83.0%の自治体で関与している。次いで、建築士（66.0%）、理学療法士（51.1%）、ケースワーカー（44.7%）の順である。逆に低い職種は、看護婦（25.5%）、作業療法士（29.8%）であった。他に、社会福祉協議会職員、福祉事務所職員、市町職員、ホームヘルパーなどがあげられた。多くの職種が常にチームで関与する自治体は少なく、ケースに応じて専門職が関与するところが多い。

事業実施上の問題としては、古くから事業を実施してきた自治体では制度適用の可否や改造の妥当性など具体的な問題があげられているのに対して、実施を始めた自治体では必要な制度だとの認識はあるものの、個人の財産に対する補助や、低所得層以外への補助に対して疑問が寄せられた。特に、住宅の問題が顕在化していない一般型に対して厳しい見方がみられた。また、制度を利用するための手続きの煩雑さや、補助額の少なさ、改善内容の制約などが利用上の問題とされた。

公営住宅への適用に関しては、適用不可とした自治体が19市町あった（44.2%）。一方、既に公営住宅に適用したことがある自治体は10市町（23.3%）、適用可能とする自治体は18市町（41.9%）であった。

リフォームヘルパー制度を利用している自治体は5市町にすぎず、制度を理解していない自治体もあった。利用しない理由としては、人材の不足と現状で事が足りて

いるとする両極端に分かれた。

### 6.3.2 調査のまとめと考察

住宅改造成事業は、多くの自治体において必要な制度であり、在宅ケアを推進する上で極めて有効な制度であると認識されている。しかし、都市部を除き利用件数も少なく、特に予防型といえる一般型の利用が少なく、制度化している自治体もあまり増えていない。一般型は全国でもユニークな支援制度であり、従来の社会保障が事後でなければ利用できないのに対して、事前に予防の目的で個人の住宅を改善する資金の一部を補助するという制度である。行政には、本当に必要な人に適切に提供できるかが懸念され、ややもすると必要でない人に税金から補助する危険性が心配される。しかし、この予防的措置は、要介護状態になってから助成を行うよりも効果的であり経済的であると思われる。多くの高齢者において、要介護状態に陥った後で住宅の改善等に着手するには多くの障壁が存在している。問題となるのは、工事内容の妥当性であり、どのような状態になるのか不明な状態で住居改善を考えることは極めて難しい。しばらくは事例を積み重ねることで妥当な範囲を明確にすることが望まれよう。

公営住宅への適用は多くの市町が可能と答えたが、不可と回答した市町もある。高齢者の単身あるいは夫婦での居住が進むにつれ、今後ますます民間や公営の賃貸高齢者住宅が重要になってくると思われる。SHなどで、当初のバリアフリー化が達成されていても、個人の機能低下の状態に合わせた住環境を再構築する住居改善は必ず必要となると予測でき、制度の適用が望まれる。ただし、公営住宅に対しては公費にて解決を図るというのであればもちろん問題ではない。

### 6.4 おわりに

制度の適用において、改善計画の妥当性の判断や、一般型における改善内容の規制が問題としてあげられたが、これは共用空間を有するグループリビングにおいてはより一層大きな問題となると予測される。たとえば、個人が占有する空間であれば、その占有者の状態に合わせて改善を計画することができるが、共用空間では、ある人に対する配慮が他の住民に対して許容できない改造になる場合も想定できる。このことは、既に集合住宅の共用空間である経路上の段差解消などにおいても生じることがある問題であるが、段差の斜路への変更などは他の入居者に対して負の因子となりにくいので許容される場合が多い。しかし、グループリビングにおいては、共同利用する空間が増えることから問題が生じる確率も高くなる。あるいは、資金を集積し共有空間を確保するための改善が可能となるかもしれない。このためには、画一的でない改善計画が、当事者を中心に立案され、専門家の

支援が提供されるシステムづくりが求められる。住民の間の調整を含めたソーシャルワークがLSAに求められ、地域ケアシステムの一環として改善計画が進められるべきである。

住宅が建築時点から変化を遂げないのに対して、入居者の状態や生活は変化を続ける以上、やがては入居者の要求に適合しえなくなるのはあらゆる建築物や製品にとっての宿命とはいえ、将来のそのような状態に対する備えは十分に配慮されていなくてはならない。

### 7. 結

本研究は、現在まさに進行中のプロジェクトを対象とした研究であって、まずは中間段階での実態と課題をまとめることに意義があった。その点では所期の目的を一応は達成したということができる。各テーマごとのまとめと課題は既に3、4、5、6章末で、全体を通じたものは1章末で述べられているので、重複を避けるため、ここでは省略したい。いずれにしても、現在進行中であるため本研究のスタンスである良好な地域コミュニティの成立についての評価はもう少し経過した後に再度調査研究される必要があろう。

なお、本研究は本来、菊澤康子兵庫教育大学教授が主査としてとりまとめられるものであったが、1997年7月交通事故のため急逝され、筆者らが引き継いだ。

### <注>

- 1) 兵庫教育大学・菊澤康子研究室とCOM計画研究所により1997年3月下旬～5月上旬にかけて、全国46団地53名のLSAを対象に行われた。テーマは「シルバーハウジング生活援助に関する調査」
- 2) 質問項目は「一定地区に住む中で住民交流や相互扶助など生かした住まいづくりのためのLSAの役割はどのようなものがありますか」
- 3) ハウスアップテーション高齢者・障害者向け住宅改造成・在宅ケアのシステム化：高齢者の住まいづくりシステム研究編著、「兵庫県における住宅改善の現状と課題」pp.56-59、財団法人住宅総合研究財団、1995

### <研究協力者>

大江 七恵	京都府立大学大学院修士課程
高木恵美子	京都府立大学大学院修士課程
東川 真理	京都府立大学生活科学部4年(当時)
鈴木 大介	大阪府立大学大学院修士課程
大西 尚子	大阪府立大学社会福祉学部4年(当時)
佐々木伸子	徳山工業高等専門学校助手
広兼身衣子	徳山工業高等専門学校5年